



寝室



寝ているときに  
気付きますか？

階段

**住宅用火災警報器  
の設置・点検を!!**

熊谷市消防本部

# 逃げ遅れが死亡原因の約5割

全国的に住宅火災では逃げ遅れによる死者が非常に多い状況です。

条例適合率

73.5%

(令和5年6月1日時点)

## 熊谷市の住宅用火災警報器



### なぜ設置が必要なの？

特に夜間の就寝時間帯は、火災の発生に気が付かないことが多く、**火災から尊い命を守るには、火災に早く気付くことが重要**となります。このようなことから、**すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。**



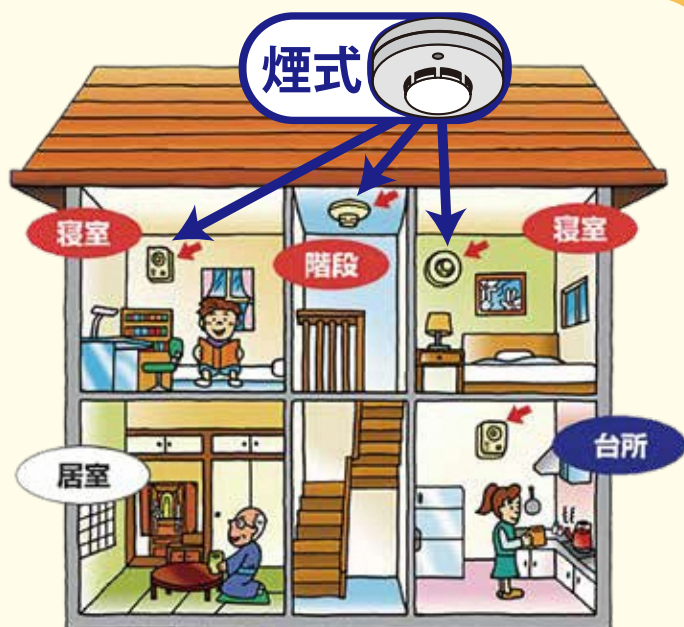
### どこに設置するの？

熊谷市火災予防条例で設置が義務付けられているのは

1. **寝室**として使用する部屋
2. **階段**（2階以上に寝室がある場合）

※煙を感知する住宅用火災警報器の設置が必要です。

【条例適合率】住宅に上記1、2の該当する箇所、全てに設置されている世帯の割合です。



### 住宅用火災警報器取付けお助けサービス

市内にお住いの高齢者、障害者および単身世帯等で、住宅用火災警報器の取付けにお困りの方は相談してください。消防職員が無償で取付けのお手伝いをいたします。



住宅用火災警報器について、もっと知りたい方や設置にお困りの方はこちらを参照

熊谷市 住宅用火災警報器 検索



その他不明な点やご相談については、最寄りの消防署までご連絡ください。

- 熊谷市消防本部予防課 048-501-0118
- 熊谷消防署 048-501-0120
- 江南分署 048-539-0119
- 大里分署 0493-36-1119
- 玉井分署 048-531-0119
- 中央消防署 048-528-0119
- 妻沼消防署 048-567-0119